



Accredited
Training School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS

Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

2016年の貨物としてのリチウム・バッテリー（最新改訂版 2016年2月8日）

リチウム電池の規定に関する変更点 そのII
2016年4月1日より実施

【訳者注: Mr. David Brennan, IATA Asst. Director Cargo Safety & Standards よりのメールの翻訳】

各位殿：

以前に案内した本年4月1日より実施になるリチウム・バッテリーに関する変更点に追加して、ICAOに於いて旅客機にリチウム・イオン・バッテリー搭載の是非について更なる討議が重ねられた。

その結果、ICAO Air Navigation Commission (ANC - 航空委員会)はUN3480, PI965のリチウム・イオン・バッテリーに限り、危険を回避する適合した対策が実行可能になるまで、貨物として旅客機に搭載を禁ずる勧告を行なった。航空委員会の勧告は本年2月末に開催予定のICAO Council (ICAO 理事会)で討議される。理事会はANC勧告を採択するとIATAは推測している。その結果、ICAOは技術指針 (Technical Instruction)に新たなAddendumを発行し、IATAも追随する。正確には分からないが、ICAOは理事会の決定が出れば、時を移さずにAddendumを発行すると思える。

中間的な措置として、添付してこれら変更点、特にUN3480, PI965のSection IA, IB及びSection IIの変更点を書き出してある。現在、実施日は決まっていないが、UN3480の旅客機搭載禁止は2016年4月1日になると推測している。

決定すれば、IATAのウェブ・サイト www.iata.org/lithiumbatteriesに掲載される。

各位はこの情報をリチウム・バッテリーの積み出し、取扱いに従事しているすべての人に知らせて欲しい。

敬具

David Brennan
Asst. Director Cargo Safety & Standards
International Air Transport Association
33. Route de l'Aéroport, 1215 Geneva 15 Airport,
Switzerland

2016年の貨物としてのリチウム・バッテリー (最新改訂版 2016年2月8日)

リチウム電池の規定に関する追加の変更点 そのII 2016年4月1日より実施

本年1月27日に ICAO Air Navigation Commission (ANC・航空委員会)は UN3480, PI965 のリチウム・イオン・バッテリーに限り、貨物として旅客機に搭載することを禁じる勧告を出した。この勧告は、器具と同梱、もしくは器具に装着されているリチウム・イオン・バッテリー UN3481, PI966 並びに PI967 には適用にならない。

ANC 勧告は2月末に開催される ICAO Council (ICAO 理事会)で討議される。理事会は旅客機に UN3480 の搭載を禁止する ANC 勧告を採択すると予想されている。実施日は確定されていないが、下記に列記した充電率 30%を含む UN3480, PI965 の実施日の2016年4月1日に合わせて実施になると予想される。ICAO 理事会が決定を下し、変更点の詳細が判明したら、直ちに DGR の Addendum を発行する。

リチウム・バッテリーの規定の変更点 2016年4月1日実施

1. UN 3480, PI 965, Section IA 並びに Section IB のリチウム・イオン・セル及びバッテリーは、当該セル及びバッテリーの所定容量の 30% を超えた充電率 (State of Charge - SoC) で輸送の為に提供してはならない。所定容量の 30% を超えた充電率での輸送を意図する場合は、発地国政府並びに運送人の所属する国の政府の書面による許可がないかぎり輸送は認められない。

Notes:

(1)UN3480, PI965, Section IA 並びに IB は貨物専用機のための搭載となる。すべての包装物は規則で要求されているマークやラベルに加えて、CAO ラベルが貼られていなければならない。

(2)所定容量を特定するための指針と方法は UN Manual of Tests and Criteria, 5th Revised Edition, Amend 1 and Amend 2, Section 38.3.2.3 (国連の試験と基準のマニュアル、第5改訂版、改訂1並びに2、Section 38.3.2.3)を参照のこと。

2. UN 3480, PI 965, Section II のリチウム・イオン・セル及びバッテリーは、当該セル及びバッテリーの所定容量の 30% を超えた充電率 (State of Charge - SoC) で輸送の為に提供してはならない。

荷送人は一件の貨物として、Section II に従って設えた包装物を1個を超えて輸送の為に供してはならない。

オーバーパックに PI 965 Section II に従って設えた包装物を1個を超えて収納してはならない。オーバーパックに包装物を収納したときは、本包装基準で要求されているリチウム電池取扱いラベルが外部から目視できるか、オーバーパックの外表面に貼り付けなければならない。オーバーパックには“OVERPACK”と言う文言が提示されていない。

Note:

UN3480, PI965, Section II で準備された包装物は貨物専用機のための搭載となる。すべての包装物は規則で要求されているマークやラベルに加えて、**CAO** ラベルが貼られていなければならない。

3. **UN 3090, PI 968, Section II** について、荷送人は一件の貨物として、**Section II** に従って設えた包装物を 1 個を超えて輸送の為に供してはならない。

オーバーパックに **PI 968 Section II** に従って設えた包装物を 1 個を超えて収納してはならない。オーバーパックに包装物を収納したときは、本包装基準で要求されているリチウム電池取扱いラベルが外部から目視できるか、オーバーパックの外表面に貼り付けなければならない。オーバーパックには “**OVERPACK**” という文言が提示されていない。

4. **PI 965 Section II** 並びに **PI 968** の **Section II** で従って設えた包装物を運送人に提供する時は、他の貨物と別けて搬入しなければならない。運送人に提供する前に **Unit Load Device (ULD)** 等に積み付けて搬入してはならない。

以上、述べた変更点の詳細は **IATA 危険物規則書の第 57 版** 及び **IATA Lithium Battery Shipping Guideline** の第 3 版に補追版 (Addendum) として発行される。これらの Addendum は **IATA** のウェブ・サイト

<http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/download.aspx> にアクセスされれば入手できる。

質問のある方は **IATA 危険物サポートチーム** もしくは **キノシタ・エビエーション・コンサルタンツ** まで問い合わせください。

www.iata.org/lithiumbatteries (IATA 英語)

dangood@iata.org (IATA 英語)

www.airtransport-tozai.com (キノシタ・エビエーション・コンサルタンツ

日本語)

benkinoshita@aol.com (キノシタ・エビエーション・コンサルタンツ 日本語)

以 上